

核兵器禁止条約に署名できる環境を整える努力を求める意見書

2017年7月、国連会議は核兵器禁止条約を賛成122か国、反対1か国、棄権1か国で採択した。この採択は、世界の多くの人々が核兵器廃絶を切に願う表れである。しかしながら、日本は唯一の被爆国でありながら、この会議には参加していない。

2020年10月には、条約の批准国が50か国に達し、2021年1月には条約が発効される見通しとなった。このことは、人類の悲願である核兵器の禁止、廃絶を具体化する大きな第一歩となるものである。我が国は、唯一の被爆国として、核兵器の惨禍を人類が再び被ることのないようにとの強い願いを世界に伝える特別な役割と責務があると考えます。

1987年3月に核兵器廃絶平和都市宣言をし、平和首長会議のメンバーでもある沼津市として、核兵器のない世界の実現に向け、政府に、我が国が核兵器禁止条約に署名できる環境を整える努力をすることを要請し、その間オブザーバーとして会議に参加することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

沼 津 市 議 会